

# 非常災害対策計画

特定非営利活動法人しごとなかま  
ゆずりは作業所

## 第1 計画の趣旨

災害時において、利用者をはじめとする人命の確保、事業所への被害の防止及び軽減を図るため、事前に起こりうる災害を想定し、職員の役割分担や連絡体制、利用者の安全確保対策、備蓄物資、避難訓練等について定めるとともに、職員の災害時の行動基準及び手順を明確にすることを目的とする。

## 第2 事業所の立地条件等

大阪府豊中市東泉丘 1-5-106

災害危険区域の指定等の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>直下型地震（上町断層帯、六甲・淡路島断層帯）、海溝型地震（南海トラフ）の被害想定震度 6 強の地域</li> <li>土砂災害警戒区域、地すべり危険地区、急傾斜地崩壊危険箇所、大雨および高潮浸水想定区域はすべて推定外地域</li> </ul>
事業所周辺の概況	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅約 5 m の河川が北約 150 m にある。</li> <li>北約 5 m から急傾斜（竹藪）になっている。</li> <li>集合住宅が密集している。</li> <li>標高約 30m</li> <li>南、東は幅約 6m の道路。</li> </ul>
建物の概況	<ul style="list-style-type: none"> <li>千里泉ヶ丘スカイハイツ 1 号棟</li> <li>1975 年築、RC(鉄筋コンクリート)、9 階建の 1 階</li> <li>都市ガス利用せず、オール電化</li> </ul>

## 第3 想定される災害の種別と事業所等への被害

地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物内物品の落下、調度品の転倒</li> <li>火災の発生</li> <li>ライフライン（電気、水道）の停止</li> <li>通信手段の途絶</li> </ul>
風水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>強風等による建物の損壊</li> <li>ライフライン（電気、水道）の停止</li> </ul>

	・通信手段の途絶
火災	・類焼の拡大

#### 第4 平常時の準備・取り組み

##### 1 災害時の体制の整備

###### (1) 職員の役割分担

防災総括責任者は加藤、補佐石橋とする。

防災総括責任者 (補佐)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災対策を統括する。</li> <li>・職員や利用者（家族）、関係機関への連絡</li> <li>・災害に関する情報の収集</li> <li>・傷病者や体調不良者の救護</li> <li>・利用者や職員等の避難の誘導、搬送</li> <li>・平常時の物資備蓄、非常時の物資持出</li> <li>・平常時の事業所・設備の点検</li> <li>・災害発生のおそれがあるときの事業所・設備の補強等</li> <li>・災害発生後の事業所・設備、周辺の被災状況確認</li> </ul>
-----------------	---

###### (2) 職員の参集・連絡体制

災害時に速やかに職員の参集を行うため、防災連絡はグループ LINE を用いる。

###### (3) 利用者（家族）、関係機関への連絡体制

災害時に速やかに利用者や家族への連絡を行う。

###### (4) 通信手段の確保

災害時における通信手段は事業所固定電話または職員等の携帯電話とする。

###### (5) 備蓄物資

非常時に備え、飲料水や非常用食糧、衛生用品等を備蓄し、備蓄品・持出品リストを作成する。賞味期限切れのものは入れ替える。

##### 2 事業所・設備の点検、整備

災害時に備えて、事業所・設備の定期的な点検を実施し、老朽、不具合箇所等の修繕等を行う。また、消防法に基づく消防用設備等の定期点検を実施する。

##### 3 本計画の利用者、家族への周知及び職員教育

本計画について、利用者及びその家族に対する周知し、計画の概要についてホームページに掲示するとともに職員に対し、本計画に基づいて防災に関する研修を年に1回以上実施する。

##### 4 防災訓練の実施

具体的な災害を想定した災害対応訓練を年2回実施する。訓練では、職員等が役割分担に応じた行動手順を実施する。消防署にも訓練報告を行う。

一連の訓練のうち、人命確保の観点から特に避難訓練を重視するものとし、避難場所や避難経路、避難方法等の妥当性について確認するとともに、自力での避難が困難な利用者の避難方法を訓練のなかで検証する。

訓練実施後は、必ず訓練参加者でミーティングを行い、訓練状況の検証を行う。必要に応じて、本計画の見直しを行う。

## 第5 災害発生時の対応

### 1 災害に関する情報の入手方法

地震風 水害 火災（周辺で発生の場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急地震速報、緊急速報メール、防災用サイレン</li> <li>・ インターネット、テレビ、ラジオ</li> <li>・ 豊中市危機管理課（06-6858-2683）</li> <li>・ 豊中市障害福祉課（06-6858-2232）</li> <li>・ 豊中新千里消防署（06-6872-0119）</li> </ul>
---------------------------	---

### 2 災害時の避難開始の判断基準及び避難場所、避難経路、避難方法

#### （1）避難を開始する判断基準

次の状況になったら迅速に避難場所への避難を開始する。

地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難指示や勧告が出されたとき</li> <li>・ 建物が倒壊しそうなどとき</li> <li>・ 周辺で火災が発生し、こちらに燃え広がる可能性があるとき</li> <li>・ 内装等の損壊、物品の落下等の程度が著しいとき</li> <li>・ 利用者が怖がる等、事業所建物内に留まることが困難などとき</li> </ul>
風水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難準備情報が出されたとき</li> <li>・ 建物が倒壊しそうなどとき</li> <li>・ 土砂災害や河川の氾濫の前兆現象（注）を発見したとき</li> <li>・ 雨漏りや風の吹き込み、または利用者が怖がる等、事業所建物内に留まることが困難などとき</li> </ul>
火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生後速やかに避難</li> </ul>

（注）傾斜地の異常（湧水、音、落石）、短時間の豪雨による急速な河川水位の上昇、堤防の異常等

#### （2）避難場所

地震	第十五中学校 豊中市熊野町 3-8-1 (06-6848-6761)
風水害	第十五中学校 豊中市熊野町 3-8-1 (06-6848-6761) ・ 周辺の状況により、避難が困難な場合には事業所内の比較的安全な場所に

	<p>迅速に移動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所と第十五中学校間にある天竺川水位上昇や氾濫等によって渡れない場合は泉丘小学校に避難。 豊中市西泉丘1丁目10-1 (06-6849-7678)</li> </ul>
火災	<p>発生後速やかに屋外の安全な場所（西側テント前または東側駐車場）に避難し、その後消防署や市町村の指示する場所に避難</p>

(3) 避難経路

徒歩：事業所 → 西口 → 北上し第十五中学校へ

自動車：(自動車2台に分乗して搬送) 事業所→東口→第十五中学校へ

(4) 避難方法

地震	<p>事業所外に避難する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ定める避難場所、避難経路のうち、災害の状況等に応じて、避難場所、経路を決定する。</li> <li>・大きな声で避難開始を伝達し、避難誘導を行う。</li> <li>・避難場所の位置、経路、誘導等の情報を職員、利用者が共有する。</li> <li>・必ず靴を履き、頭部保護のため座布団や軍手等を利用する。</li> <li>・屋外に出るときは落下物がないか、十分注意する。</li> <li>・いったん屋外に出たら、事業所の安全が確認できるまで再び中に戻らない。</li> <li>・避難経路では、傾いた建物やブロック塀、自動販売機等倒壊のおそれがあるものには近寄らない。</li> <li>・避難は徒歩および自動車2台に分乗して行う。</li> <li>・避難所に着いたら、直ちに点呼をとり、利用者等の安否確認を行う。</li> <li>・利用者等の体調や様子をこまめにチェックし、必要に応じて医療機関等への搬送を避難所運営者に要請する。</li> <li>・携帯電話や避難所に設置される電話で家族等に連絡する。</li> </ul>
風水害	<p>概ね地震の場合と同じ。</p> <p>ただし、自動車による避難ができない場合には、足下が悪く、強風や豪雨、浸水等により危険なため、徒歩での避難は避け、市や消防に応援を要請する。こうした事態にならないよう、早めの避難を行う。</p> <p>※ 甚大な風水害が予測される場合は事前に事業所を閉所する。</p>
火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな声で火災の発生を知らせ、利用者の避難誘導を行う。</li> <li>・火災が発生した場所に応じて、あらかじめ想定していた避難場所に避難する。</li> <li>・屋外の安全な場所に着いたら、逃げ遅れた者がいないか確認する。</li> </ul>

### 3 災害の種別ごとの行動手順

#### (1) 地震発生時の行動手順

##### ア 発生時の対応

##### ① 揺れを感じたら（まずは自分の身を守る）

地震発生から揺れがおさまるまでは、自分の身を守ることを優先する。（机やテーブルの下に隠れる。または、壁や柱の近くに身を寄せる。落下物・転倒物から、特に頭部を守る。ドアを開けて非常脱出口を確保する。あわてて外に飛び出さない）

##### ② 揺れがおさまったら（安全確保等）

大きな揺れがおさまったら、職員は、利用者が安全な場所へ避難できるように、必要な出口や通路の安全性の確保や、出火防止のための措置を速やかに行う。

##### a 避難経路等の確保

- ・戸が閉まらないように近くにあるものをはさみ込む。
- ・ガラスの破片や棚の転倒の状況を確認して、安全な避難経路を確保する。

##### b 出火防止のための措置

- ・直ちに火元の点検を行う。
- ・電気器具のプラグをコンセントから抜く。ブレーカーを切る。
- ・もし、出火を発見したら
  - i 大声で火災の発生を知らせる。
  - ii 火災が発生している場合には、通報・避難・消火に努める（消火器等による初期消火の実施）。ただし、天井に火が届くようになった時は避難する。
  - iii 電気火災は感電の心配があるので、まずブレーカーを落として、電源を遮断してから消火する。
  - iv 消えたように見えても、残火や余熱で再び燃える場合があるので、消火器を具備した要員を配置して、再発火に備える。

##### d 事業所内の安全確保等

- ・倒れやすくなっているもの・落下しやすくなっているものは応急措置する。
- ・負傷者がいたら救急措置をとり、必要に応じて応援を求める。
- ・建物内の安全対策が十分で津波等の危険性がない建物では、各自安全な場所で待機する。
- ・建物の崩落等の危険を発見したら、大声で周囲に知らせる。危険箇所には絶対に近づかないように指示する。
- ・給水電気等のライフラインや貯蔵庫等の設備に支障がないかを点検する。
- ・ガラスの破損、備品の転倒、油もれなどを点検し、必要な補修、清掃等を実施する。

・地震の後は、ガラス破片などが周囲に散乱しているため、事業所内であっても、必ず靴を履いて行動する。

#### イ 利用者・職員の安否確認等

利用者の安否確認をしながら、ケガをしていないか、気分がすぐれない者がいないか、体調を崩した者がいないかなどの確認を行う。

#### ウ 情報の収集・安全確認

##### ① 地震被害についての情報の収集

地震発生後、ラジオ・テレビ、インターネット、市町村災害対策本部、警察、消防等の報道発表等から正確な情報を入手し、被害の全体像を速やかに把握したうえで、当該事業所の安全を判断する。

##### ② 利用者等への情報提供

利用者に現在の災害状況を定期的に伝えて、不安や動揺を与えないようにする。

#### エ 避難

建物内にとどまることが安全かどうか判断し、本格的な避難を開始する。余震が起きても、慌てずに正しい情報に従い行動する。

##### a 避難の決定

事業所の被害の状況、近隣の被害の状況等を勘案し、総合的に判断して、避難の可否及び避難先について決定する。

##### b 避難の実施

避難の実施にあたり、人員が不足する場合には、市町村や近隣の消防団、関係機関その他の協力者に協力を依頼して、避難誘導等を行う。

##### ○ 事業所外に避難する場合

##### i 避難経路・場所の決定等

あらかじめ定めておいた避難経路・避難場所のうち災害の状況に応じて、具体的な避難経路・避難場所を決定する。

避難誘導に際しては、避難場所の位置、経路、避難方法、誘導職員等を具体的に示して実施する。

##### ii 避難実施にあたっての留意事項

- ・避難にあたっては、靴を履く。
- ・移動には、頭部の保護のため、座布団等を用い、転倒した場合に備えて手を保護するため軍手等を着用する。
- ・傾いた建物・ブロック塀・自動販売機など倒壊等のおそれのあるものには近寄らない。

・いったん避難したら事業所の安全が確認できるまで再び中に戻らない。

#### オ 避難所等への避難後

##### a 利用者等の確認

避難場所に着いたら、直ちに、点呼により、利用者等の安否及び状況等を確認する。避難中にはぐれたりした者がいないかなどを確認する。

##### b 負傷者の手当・病院への搬送

避難者の状況確認をしながら、ケガをしていないか、気分がすぐれない者がいないか、体調を崩した者がいないかなどを確認を行う。

##### c 健康管理

被災による精神的ショックや環境の変化、慣れない避難生活などで利用者は体調を崩しがちであるため、こまめに健康チェックを行う。

##### d 家族等への連絡・引継ぎ

被害予想に基づき、事業所の復旧の見通し、利用者の状態などを判断材料として、家族等への引継ぎについて検討する。

### (2) 風水害発生時の行動手順

#### ア 風水害のおそれがある場合

- ・看板、鉢植え等、転倒すると危険な物は予め倒す、撤去する。
- ・出入口の窓をしっかりと閉鎖し、必要に応じて外部面の窓ガラスを保護する。
- ・テレビ、ラジオ、インターネット等により、気象庁等が発表する大雨情報や台風情報を収集する。
- ・基準に従い、職員の参集を行う。
- ・火元の点検、電熱器具を切る、火気使用の制限等
- ・必要な医薬品、衛生用品等の備蓄材料を確認

#### イ 避難誘導

##### a 避難開始の決定

避難に関する判断基準や市町村の発令する避難準備情報や避難勧告等を踏まえ、避難決定をした場合は利用者等に対して避難を呼びかけ、避難誘導を行う。

##### b 方法

- ・職員が各室をまわり避難誘導等を行う。
- ・災害の状況に応じ、あらかじめ想定していた避難場所に避難させる。

##### c 利用者の確認

安全な場所に着いたら、速やかに避難完了者、負傷者、要救助者等について、具体的な数字をふまえて、正しくはっきりと知らせる。特に逃げ遅れた者が

いないか確認する。

ウ 被害状況の確認

避難者の状況を確認しながら、ケガをしていないか、気分がすぐれない者がいないか、体調を崩した者がいないか、などの確認を行う。

ケガ等に対して応急的な措置を施しつつ、病院での診察・診療等が必要と思われる者については病院への搬送を行う。

(3) 火災発生時の行動手順

ア 火災発見時の対応

a 火災を知らせる

人が火災を発見した場合は、大声で周囲に知らせる。

自動火災報知設備等が作動した場合は、現場へかけつける。また、現場に急行する際は、消火器等を携行する。

b 通報をする

aと並行して、直ちに119番通報を行う。

通報するときには、火災発生現場の位置と目標及び火災状況及び避難状況を落ち着いて知らせる。

イ 初期消火

消火器等で燃えているものに向けて消火する。ただし、天井に火が届くようになったら、消火を断念し、避難する。

ウ 避難誘導

a 避難方法

- ・火災の発生を知らせつつ、避難誘導等を行う。
- ・火災が発生した場所に応じ、あらかじめ想定していた避難場所に避難させる。

b 避難状況の確認

屋外の安全な場所に着いたら、速やかに避難完了者、負傷者、要救助者等について、正確に把握し、逃げ遅れた者がいないことを確認する。

オ 被害状況の確認

避難者の状況確認をしながら、ケガをしていないか、気分がすぐれない者がいないか、体調を崩した者がいないかなどの確認を行う。

ケガ等に対して応急的な措置を施しつつ、病院での診察・診療等が必要と思われる者については病院への搬送を行う。



カ 消防隊への情報提供

現場に到着した消防隊に、「出火場所」「避難状況」「逃げ遅れた者」「事業所の構造」等の情報を提供する。